国別 WID 情報整備調査 (ボリヴィア国)

平成 11 年 12 月

国際協力事業団 企画部

国別WID情報整備調査 (ボリヴィア国)

目次

| 略 | 語表 | | ページ |
|----|-------|---------------------------|-----|
| 1. | 基礎 | 哲標 | |
| | | | |
| | 1-1 | 経済社会関連指標 | 1 |
| | 1-2 | 保健医療関連指標 | 2 |
| | 1-3 | 教育関連指標 | 2 |
| 2. | WID | D/ジェンダーに関する概要と政府の取り組み | |
| | 2-1 | ボリヴィアの女性の概要 | 3 |
| | 2-2 | WID/ジェンダーに関するボリヴィア政府の取り組み | 4 |
| | 2-3 | ナショナルマシーナリー | 5 |
| 3. | 主要 | セクターにおける WID/ジェンダー | |
| | 3-1 | 教育分野 | 7 |
| | 3-2 | 保健医療分野 | 11 |
| | 3-3 | 農林水産業分野 | 14 |
| | 3-4 | 経済活動分野(鉱工業・手工業・サービス業等) | 17 |
| 4. | 国際機 | 関・その他の機関の WID/ジェンダー関連援助実績 | 19 |
| 5. | WID/ジ | ジェンダー情報リソース | |
| | 5-1 | 関連機関、人材、NGO リスト | 20 |
| | 5-2 | 報告書、資料リスト | 21 |
| 6. | 参考文 | 献リスト | 23 |
| 7. | 用語·扌 | 指標 說明 | 24 |

略語表 (ボリヴィア)

APEMIN Support to Small Mining Exploitation Project

ARI Acute Repiratory Infection

CEDAW Convention of Elimination of Discrimination Against Woman

CEPROMIN Mining Promotion Center

ENDSA Encuesta Nacional de Demografia y Salud

ETPA Productive Transformation Strategy for Agriculture

GDP Gross National Product

HIV/AIDS Human Immunodeficiency Virus / Acquired Immuno-Deficiency Syndrome

INE Instituto Nacional de Estadistica

INRA National Institute for the Agrarian Reform

JICA Japan International Cooperation Agency

PES Strategic Health Plan

SNIS Sistema Nacional de Informacion de Salud

UNICEF United Nations Children's Fund
UNFPA United Nations Population Fund

WID Women in Development

1基礎指標

1-1 経済社会関連指標

| | | 経済社 | :会指標 | | | 出典 |
|--------------|------------|------------|-------------|-----------------|--------------|-----|
| 経済指標 | GNP/Capita | 実質 | GDP成長率 | インフレ率* | ジニ係数* | |
| (1998年) | US\$1,078 | 4. | 7%('98) | 4.4% | 0.580(ラパス市) | 2,5 |
| 政府公共(97-98年) | 保健 | 教育 | 社会福祉 | 防衛 | その他 | |
| 各セクター支出内訳 | 4.0% | 15.2% | | 5.7% | 75.1% | 1 |
| 人口(1996年中間値) | 総人口 | 都市人口 | 口比率/全人口 | 人口増加 | 率(90-95年平均) | |
| 総人口 | 794万人 | | 63.7% | | 2.3% | 1 |
| 女性人口 | 400万人 | ! | 51.4% | | | 1 |
| 産業比率/対GDP比 | 農業 | 工業(製造 | 業の占める割合) | t | ナービス業 | |
| | 13.2% | | 24.5% | | 14.6% | 1 |
| 労働人口比率(90年) | 農業 | 工業 | サービス業 | | 援助/GNP | |
| 総労働人口 | 43.2% | 10.9% | 44.1% | | 14.60% | 1 |
| 女性比率(94年) | 42% | 8% | 48% | | | 4 |
| 労働関連指標 | 総労働人口 | 失業率(98年) | 最低賃金 | 女性所得 | /全所得(95年) * | |
| 全体 | 363万人 | 2.07% | 360 Bs | B s .550 | 6.3/Bs.782.9 | 1,3 |
| 女性 | 169万人 | 1.99% | | | | |
| 意思決定参加率 | 女性/ | | NA | 女性/全体(1991年) | | |
| 国会議員 | 15. | 6% | | 管理職 | 16.9% | 1 |
| 大臣(1996年) | 0.0 |)% | | 専門技術職 | 42.0% | 1 |
| 副大臣(1996年) | 8.5 | 5% | | | | |
| 女性関連法律 | | 制定年度 | 内容 | • | | |
| 婚姻法 | | 1912-1947 | 男女平等が確立され | <u></u> た。 | | |
| 参政権法 | | 1953 | 1953年以前は女性に | こ参政権はなかっ | <u></u> った | |
| 家庭内暴力防止法 | | 1995 | | | | |
| | | | 家庭内での精神的、 | 肉体的、性的暴力 | 力を防止する。 | |
| 男女雇用平等法 | | 1997 | 女性の労働条件の向. | 上を目指す。 | _ | |
| 女性に関する国際条約批准 | 生・署名の有無 | | | 批准 | 批准年度 | |
| 女子に対する差別撤廃 | 条約 | | | 済み | 1989 | |
| WID関連政策 | | 制定年度 | 内容 | | | |
| ジェンダー平等計画 | | 1997, 1998 | ジェンダー関連諸政 | | | |
| 女性雇用平等計画 | | 1997 | 女性の労働条件の向 | 上を目指す。 | | |
| | | | | | | |
| WID関連国家組織 | | _ | | | | |
| ナショナル・マシーナ | - リー名 | | 省、女性・高齢者・家 | 张 問題担当次官 | 室 | 3) |
| 国家組織の位置付け | | 持続開発・企画 | 省内 | | | 3) |

出典

- 1) Instituto Nacional de Estadistica (INE)
 2) Sistema Nacionalde informacion de Salud (SNIS)
 3) Encuesta Nacional de Demografía y Salud (ENDSA)
- 4) UNICEF5) UDAPSO-UNDP (UDAPSO=Unidad de Analisis de Politica Social)
- 注) *についてはP.28の用語・指標説明を参照

1-2 保健医療関連指標

| | 保健医療関連指標 | | | | | | 出典 |
|----|---------------|-----------------|-------------|-------------|--------------|-----|----|
| 平 | 均余命(1990年) | 男性60.0才 女性63.3才 | | 人口増加率 | 2.3% (97-98年 | :) | 1 |
| 保 | 健医療普及 | 医師/1000人 | 3.2 | 看護婦(士)・助産婦 | /千人 | 1.6 | 2 |
| 保 | 健医療に係る政府支出 | (対GDP比98年) | 4.0% | | | | 2 |
| _ | 才未満乳児死亡率(出生 | 千対)* | 低体重児率* | 予防接種実施率 | (97年) 一才児 | | |
| | 全体 | 67人(1998年) | 25%(90-94年) | BCG | 92.9% | | 1 |
| | 女児 | | | DPT | 82.6% | | 1 |
| 五 | 才未満幼児死亡率(出生 | 千対)* | | 経口ポリオ | 82.7% | | 1 |
| | 全体 | 92人(1998年) | | 麻疹 | 74.4% | | 1 |
| 出 | 産間隔・家族計画 | 家族計画実行率(98年) | 48.7% | 合計特殊出生率(985 | 年)* | 4.4 | 1 |
| | 出産介助率* | 40.8% | | 初婚年齢 | 20.9 | | 2 |
| | 妊産婦貧血率 | 27.1% | | | | | |
| | 妊産婦死亡率* | 390人(対千万人) | | | | | |
| 栄 | 養状況 | | | 経口補水療法使用率 | * | 36% | 3 |
| | ヨウ素欠乏症 | ヨウ素添加塩を使用している世帯 | 44% | 栄養失調 | 61% | | 3 |
| 地 | 域医療(1990-97年) | | | | | | |
| | 安全な水普及率 | 都市86% 農村 32% | 衛生施設普及率 | | 都市 74 % 農村3 | 7% | 4 |
| HI | V/AIDS | HIV感染者 | AIDS患者数 | | | | |
| | 統計(98年) | 298件 | 144件 | | | | 3 |

1-3 教育関連指標

| 孝 | 育関連指標 | | | | 出典 |
|---|-------------|-----------------|--------------|-------------|----|
| 教 | 育制度 | 義務教育8年、初等教育8年 | | | |
| 公 | 共支出に占める教育支出 | <u>L</u> | 15.2%(1998年) | | 1 |
| | GNP比(95年) | 6.6% | | | 5 |
| 成 | 人識字率(1996年) | 男性88.2% 女性72.3% | | | |
| | 人種別 | | | | |
| 初 | 等教育(1995年) | 純就学率* | 終了率 | | |
| | 男子 | 90.0% | | | 1 |
| | 女子 | 85.1% | | | 1 |
| | <教育全体の問題点>ア | パルトヘイトによってもたらされ | た不公平 | | |
| 中 | 等教育(1995年) | 純就学率* | 終了率 | 高等教育分野別女性比率 | |
| | 男子 | 38.4% | | 教育 | 1 |
| | 女子 | 35.7% | | 人文 | 1 |
| | <全体の問題点> 妊娠 | による中退、経済的困難 | | 法律社会科学 | |
| 高 | 等教育(19 年) | 就学率 | | 自然科学および工学 | |
| | 全体 | | | 医学 | 1 |
| | 女子比率 | | | | 1 |

- 出典

 1) Instituto Nacional de Estadistica (INE)

 2) Sistema Nacionalde informacion de Salud (SNIS)

 3) Encuesta Nacional de Demografia y Salud (ENDSA)

 4) UNICEF

 5) UNDP

2. WID/ジェンダーに関する概要と政府の取り組み

2-1 ボリヴィア国の女性の概況

ボリヴィア国の女性の概況

- ボリヴィアの貧困問題は、教育のレベルの低さによるもので、特に女性の教育レベルは低い。これは、他のラテン・アメリカ諸国と比べ、人的資源への投資が少ないためだと言える。
- 女性の置かれている状況には大きな地域間格差があり、農村女性は都市部の女性に比べ、保健医療、教育ともにアクセスが非常に限られたなかでの生活を余儀なくされている。
- ジェンダー・アプローチを促進する政策的ガイドラインの多くは理念だけにとどまり、実施する のが困難な状態にある。

南米の内陸国ボリヴィアは、標高 800~3,800m と起伏に富んだ高地や渓谷地帯からなる地形のため、現在でも農村部の多くは他の地域との交流が難しく、保健、教育、水・衛生設備等のサービスへのアクセスは非常に困難である。790 万と推定される人口のうち 40%は農村部に居住しているが(INE, 1998)、農村地域における貧困が深刻な問題となっている。農村地域における貧困層の人口割合は95.1%と、世界最高の値が報告されている(貧困分布図、1993)。

1990年の国民一人当たり GDP は 1,078 米ドルと推定されており(INE, 1998)、中南米諸国中、最も低いグループに属する。過去 12 年間に亘って行われた経済改革の成果は上がらず、年間経済成長率は 1.5%を下回る。これは、経済調整の多くがマクロ経済の安定化に向けられ、政府が民間セクターの開発への支援を最近まで行ってこなかったためと考えられる。現在、民間の開発を通じ、政府は成長に適した環境づくりに焦点を当てて構造調整に尽力している。このような低い経済成長率では、貧困緩和の実現は非常に困難である。ボリヴィアの貧困は、教育のレベルの低さが大きく影響していると言われ、特に女性の教育レベルが低いことが問題とされる。これは、他のラテン・アメリカ諸国と比べ、人的資源への投資が少ないためと言える。

ボリヴィアの女性は、社会・経済面において、様々な差別り不利な状況に置かれており、これが開発において女性に対する機会不平等につながっている。特に、女性の教育レベルの低さは深刻な問題である。例えば、女性の非識字率(27.7%)は、男性(11.8%)に比べて2倍以上の開きがあるなど(INE, 1998)、教育レベルの男女間格差は大きい。若い女性の間には保健医療サービスを受けていない者が多く、また非識字率も高い。このため、依然として高い出生率と栄養不良発生率につながっている。妊産婦死亡率は390(対出生10万)と南米諸国の中で最も高い。都市部での雇用機会はほとんど無く、被雇用者や自営業としてインフォーマル・セクターや家内労働に就いており、得られる収入は限られている。また、賃金格差も大きく、就学経験がない男女の収入を比較すると、女性は男性の27.1%の所得しか得ていない(UNICEF, 1997)。このような賃金格差は、全世帯の25%に亘って発生していると推定され、女性世帯主家庭の生活を困窮に追い込む要因となっている。近年、都市部ではストリート・ガールの増加が報告されている。また、ボリヴィア女性の76.3%が家庭内暴力の被害を受けていると報告されており(INE, 1998)、早急な対策が求められている。

女性の置かれている状況には大きな地域間格差があり、農村部の女性は都市部の女性に比べ、保健医療・教育サービスに対するアクセスが非常に限られた生活を送っている。農村部に住む女性の妊産婦死亡率(929/対出生 10 万)は低地女性の5倍以上であり、同一国内とは思えないほどのギャップが存在する。また、農村部の女性の半数(49.9%)は非識字であり、都市部女性の非識字率(15.5%)や農村男性の非識字率(23%)に比べ非常に低いレベルである(UNICEF、1997)。農村部の3分の1の家庭に未就学の女子がおり、特に女性の多くが1年以上の公教育を受けていない状態にある。

1998年の先住民の平均所得は、一般国民より約40%少なく、また女性の平均所得は男性の半分とされている。土地、灌漑、資本、その他農業投資のための基本財へのアクセスを持てないということは、農村開発にとって根本的問題であり、都市と農村の格差がより拡大する原因となっている。また、女性と先住民族に対する労働市場や伝統的社会・文化に存在する差別から引き起こ

されている不平等はますます拡大しており、貧困緩和を遅らせている。

最後に、女性への機会平等を確立するための政策が実施に至っていないという問題が挙げられる。 女性を開発に参加させるための男女間の機会平等に関する公共政策が、北京女性会議以降も、推 進されているとは言えない。男女間の平等は、国家計画の中で最優先課題として決められたにも かかわらず、ジェンダー・アプローチを促進する政策的ガイドラインの多くは理念にとどまり、 実施するのが困難な状態にある。

ボリヴィアの女性の状況を改善するためには、国際的援助を求めるだけでなく、同国政府自身の 多大な努力が必要である。北京女性会議以降、政府は「女性と開発」いう視点を取り入れること に力を注いでいる。しかしながら、成果を上げるには時間がかかるとはいえ、政府の意志決定の 場へ女性の参加拡大はまだ不十分な状況にある。

[文化·社会的背景]

他国からの移住者を含む多民族が居住する平地を除き、人口の6割近くは先住民族であり、アンデス山脈地帯の高地に居住するアイマラ族、渓谷地帯に居住するケチュア族等が統的な慣習と農法に基づく自給自足的生活を営んでいる。スペイン語を母語とする女性は全女性人口の4割程度であり、ケチュア、アイマラ語をはじめとする多様な文化集団が生活している。

高地、渓谷地帯の生活の基礎単位となっているのは、今なお親族の紐帯意識によって結ばれているコミュニティである。先住民族の男女間の関係は相互補完・互恵的と言われているが、女性には妻、母としての役割が強要され、伝統的に女性が生産面で果たしてきた役割や貢献は目に見えるものとして認識されていない。家族を代表するのは男性であり、女性がコミュニティ活動や組合に参加することはなかった。

2-2 WID/ジェンダーに関する政府の取り組み

WID/ジェンダーに関する政府の取り組み

- WID/ジェンダーに関する政策として、ジェンダー平等計画(1999-2002年)が策定されており、ジェンダー関連諸規則・規定の見直し、各省庁内におけるジェンダー政策推進の制度化、政策実施の徹底、実施中の政策の評価・フォローアップ等が進められている。

「WID/ジェンダー政策]

ボリヴィアは既に女子差別撤廃条約を批准しており、1993 年に発表された社会経済開発計画には、基本的目標の一つとしてジェンダー間の公平な関係の達成が掲げられている。WID/ジェンダーに関する政策としては、ジェンダー平等計画(1999-2002 年)が策定されており、その中で、ジェンダー関連諸規則・規定の見直し、各省庁内におけるジェンダー政策推進の制度化、政策実施の徹底、実施中の政策の評価・フォローアップ等に力を注ぐことが表明されている。

持続可能な開発を実現し、蔓延する貧困を緩和するために、社会、文化、環境、そして経済における開発政策が推進されている。これは、新しい国家改革の戦略的視点に基づく、持続可能な開発を目指す政府の取組みの現われである。持続可能な開発アプローチと先住民と女性の開発政策に述べられているように、開発における各ステーク・ホルダーが自らの発展のプロセスに参画し、決定を下すことが謳われている。同様に、大衆参画法(Law of Popular Participation)、地方分権化法(Law of Decentralization)、INRA(国家農地改革局)法、教育改革、ETPA(農業生産変革戦略)などが制定され、貧困を乗り越えるための主な枠組みを提供している。

最近、これらの法的手段によって、農村部の女性を最優先するべく、様々な政府の開発プロジェクトが推進されている。しかし、貧困に窮する女性に対して、開発プロジェクトの便益を十分に行き渡らせるためにはいくつかの阻害要因が挙げられる。主な要因としては、政府側(省庁機関

や県等)の「女性と開発」に対する認識の欠如と、女性側の自分達の権利を求めることのできない基本的組織体制の未熟さが挙げられる。

2-3 ナショナル・マシーナリー

持続開発・企画省 女性・高齢者・家族問題担当次官室 (Vice minister of Gender, Generation and Family, Ministry of Sustainable Development and Planning)

- 法改正、保健・医療、教育、生産性向上、政治参加・市民権のそれぞれの分野においてジェンダーに配慮した政策・プログラムを実施している。

| 名称 | 持続開発・企画省 女性・高齢者・家族問題担当次官室 | | |
|----------|---|--|--|
| | Vice minister of Gender, Generation and Family, Ministry of | | |
| | Sustainable Development and Planning) | | |
| 設立 | 1993年 | | |
| 役割・達成目 | 以下の各分野におけるジェンダーに配慮した政策・プログラムの実施 | | |
| 標 | 1) 法改正 | | |
| | 2)保健・医療 | | |
| | 3) 教育 | | |
| | 4)生産性向上 | | |
| | 5) 政治参加・市民権 | | |
| 予算(1999) | US\$4,287,500 | | |
| 職員数 | 40~50人 | | |

女性問題理事会は、女性と開発に関する最も重要な政府組織であり、他の開発分野に関する女性に恩恵をもたらす公共政策の立案を行っている。

(a) 調査と組織化

1998 年から 1999 年にかけて参加型調査(Participate research)が行われており、その結果は、方法論の改善とジェンダー・アプローチへの市民参加拡大のために体系化されている。しかし、政府内部で行われた評価によると、確固とした統制の無いまま、個々の分野での研究/調査がなされていたため、予測していた成果を上げることはできなかった。

(b) 訓練

様々な機関の男性と女性のグループに対し、訓練を提供し、ジェンダーの概念を実際に普及していくことを目標にしている。分野ごとにその結果は異なっており、法的分野では、多数の行政官がジェンダーに理解を示すようになっている。司法訓練所(Judicial Training Institute)にジェンダー・アプローチを取り込むために、司法評議会(Council and Constitutional Court)と立憲裁判所関係者を対象にワークショップが行われた。セクシャル・ハラスメントに対する法律案が、承認を得るために議会に提出されている。軍隊訓練所のための訓練手引きも開発され、70人の軍の教官たちが訓練を受けている。

(c) 女性の政治参加

意志決定レベルでの女性の政治参加を拡大し、女性の権利の完全行使を目標としている。最も重要な実績としては、女性政治フォーラムと共同で、政党法第 19 条が制定されたことが挙げられる。同第 19 条では、代表区選への立候補はもちろん、政党内の指令レベルでの 30%の女性参加の推進を謳っている。

[他省庁による WID/ジェンダー関連の主要取組み事項]

| 省庁機関 | 主な活動 |
|--------|--------------------|
| 保健省 | リプロダクティブ・ヘルス |
| 教育省 | 女子の就学率向上 |
| 農民・農牧省 | 女性の生産性向上・所得向上支援/訓練 |

3. 主要セクターにおけるWID/ジェンダー

3-1 教育分野

教育分野の概要

- 女性の非識字率は男性の2倍以上と高く、教育レベルの男女間格差は大きい。
- とりわけ農村女性の識字率は低く、農村女性の半数は非識字である。
- 先住民族の女子は水くみ、薪集め、育児、農作業等の様々な責任を優先されることに加え、スペイン語での教育になじめないために就学レベルが伸び悩んでいる。

「概況]

初・中等教育(初等 5 年、中等 3 年)の 8 年間は無償の義務教育であり、さらに、高等学校(通常 4 年)、大学($3\sim5$ 年)での教育が提供される。近年、成人識字率は向上してきており、 1960 年の 61%から 1996 年には 80%に達した(INE、1998)。しかしながら、教育の地域間格差は大きく、農村部の就学率(30%)は都市部(71%)に比較して 41%もの開きがある(ENDSA, 1998)。多言語社会であるボリヴィアでは、スペイン語での公的教育は、スペイン語を母語としない農村部の先住民族が就学継続するに当たっての障壁となっている。

「政策と予算]

社会・経済開発計画(1997年~2002年)では、一つの柱として「平等」が掲げられ、より高い所得を得るための機会均等を実現し、国民の生活水準の改善を目指す。生活水準改善のための中期・長期の国家政策は、乳児や思春期の若者たちや青少年を含んだ「子供」に焦点を当てた人間開発の思想に基づいたものであり、2つの国家的合意に達している。その一つは、「子供と子供の権利のための国家約束(National Pact for Childhood and its Right)」であり、もう一つは、「人材育成のための同盟(Alliance for the Human Powering)」の結成である。

性別、倫理観、年齢、職業(農民であるか否か)、先住民であること等から経験する差別、不平等や排除を乗り越えるための知識は、公教育とインフォーマル教育の初等教育レベルから蓄積すべきものである。同様に、初等教育レベル(公教育とインフォーマル教育)の教育サービスの効率と学業成績等、教育の質の向上が求められている。

ニーズを配慮したカリキュラムを開発することは重要であり、生徒の置かれている社会・文化的、 そして、物理的環境が必要としている基本的知識を含んだカリキュラムへの変更が必要である。 二つの言語や異文化教育の方法論が、農村部の女子、リスクの高い環境にある子供たち、先住民 族などに対して用いられるべきである。

教育証書、学位や専門性の仕組みを確立するべきであり、教師のための研修も奨励されるべきである。大衆参加や地方分権化法の枠組みの中で教育の地方分権化が進められ、教育行政面での自治体の社会参画も推進されるべきである。

初等教育レベルの就学率を増加させ、アクセスを容易にし、修了率を増加させるよう、フォーマルとインフォーマルの両方の初等教育を改善していくべきである。1998年のレポートによると、1999年の教育に当てられた国家予算は、3億9,843万4,368米ドル(1998年12月の換金レートは、1\$=5.65Bs)である。

「初・中・高等教育〕

就学状況には男女間格差とともに大きな地域間格差が存在しており、農村女性の就学水準は非常に低い。都市部では男女とも初等教育レベルの就学率は95%を越えており、男女間の差もほとんどないが、中等教育から高等教育に進むにしたがい格差が生まれ、高等教育では男女間に約6

ポイントの差が生じる(女性 28.1%、男性 34.4%、UNICEF, 1995)。一方、農村部の就学状況は非常に立ち遅れている上に男女間の差も大きく、初等教育の段階で、既に女子 83.5%、男子 88.9%であるが(ENDSA, 1988)、中等教育では女子 24.3%、男子 33.8%に低下する(UN CEDAW, 1994)。このような状況を反映して、都市部女性の識字率が 84.5%であるのに対して、農村部女性の識字率は 50.1%であり、農村女性の半数が非識字である(UNICEF, 1997)。また、全女性の 27%はスペイン語を話すことができず(男性は 17%)、国家による社会サービスの利用や雇用機会獲得等の面で不利な状況に置かれている。

女子の就学機会が限られる理由としては、女子が水くみ、薪集め、育児、農作業等の家庭での様々な責任を優先させられるためである。先住民族の多くは、初等教育の場で初めてスペイン語に接するが、これまでこのような文化的背景に配慮したカリキュラムや指導法は組まれていなかった。多くの子供、特に女子は、学習内容が生活ニーズと乖離しているために意欲が感じられなかったり、新しい言語での教育に自信を失い、就学継続に問題を来すことが多かった。アイマラ、ケチュア等、スペイン語を母語としない諸民族の就学率を向上させるためには、多様な文化集団に対応したバイリンガル教育等のカリキュラム開発が必要であるとの認識が高まっている。こうした動きは、伝統的な役割のなかで生活を続けている先住民族女子の就学率向上に寄与するところが大きいと考えられる。

教育・文化・スポーツ省・就学前・初等・中等教育次官室は、第2期教育改革の「教育の質の向上と平等促進プロジェクト」の一環として、農村部に住む女子の学校へのアクセスと就学継続のための方策を推進している。プロジェクトの目標は以下の通りである。

- 初等教育における子どもの就学継続の障害となる要因、年齢別、性別によるアクセス、就学継続率、出席率、退学率を知るための調査を50の自治区で実施する。
- 初等教育を受ける 6 歳から 14 歳の農村部女子の教育へのアクセスと就学継続の改善を促進する。

このプロジェクトの受益者は以下のグループである。

- 非就学または、退学した女子
- 子供の両親
- 選択された 50 の自治区の 10 代の若者たち

このプロジェクトは、(1)50 の自治区に住む女子の教育状況の定性的・定量的調査、(2)住民の意識の向上と教育者への訓練、(3)計画された活動の実施という 3 つの段階から成り立っている。プロジェクトの実施期間は 2 年間で、1999 年の 7 月にプロジェクトの半分が開始されており、その予算は 100 万米ドルである。

[教育改革とその成果]

教育改革法の実施から5年を経た現在の成果は次の通りである。

- 初等教育の最初の 4 年間に新カリキュラムを適応、4 つの言語の教科書作成と配布教員 研修と教員指導者研修の実施
- 学費の自動引き落とし、教育・行政スタッフの登録導入
- 登校日 200 日の規則制定
- 地区による教師割り当てモデルの企画と適応
- 先住民(ケチュア、アイマラ、グアラニ、アマゾン等)のための4教育委員会の組織化
- 教育委員会の組織と役割のための規則制定

[性教育プログラム]

性教育プログラムは教育改革の中でジェンダーを扱う役を担っており、リプロダクティブ・ヘルスの実現のために、女性、10代の男子と女子、成人の意識を高めることを目標にしている。インフォーマル教育、公教育、社会的情報媒体に働きかけている。プログラムは1998年10月に開始され、国連人口基金(UNFPA)から25万米ドルの援助資金を受けている。国家レベルの活動に限られており、以下の項目がプロジェクトの重要点とされている。

- カリキュラムの開発: 生涯教育、代替教育、成人教育プログラムにおいて生殖に関する テーマを取り入れる。
- 訓練局の援助チームへの性教育、教育関係者、医療従事者、看護婦などの訓練。現在までに 320 人が訓練を受けており、今後 2000 年までに 5,000 人に訓練を与えることを目標としている。

[教員研修]

教員全体に占める女性比率は 57.55%であるが(INE, 1998)、初等教育に集中しており、管理職や上級行政職に就いているものはほとんどいない。教育改革に基づき、教員研修のためのプログラムがつくられ、研修の講師となる教育アドバイザー訓練が実施された。現在までに、7つのコースが開講され、1,100 人が教育アドバイザーの資格を取得している。目標は、教育改革を担当する 1,900 の教師グループがこのプログラムを受講し、700 人の教師を教育アドバイザーとして訓練することである。

「文化·宗教]

教育改革の枠組みの中で、「文化」は重要な役割を占めているため、以下 2 点の変革が必要である。まず、二言語教育や異文化教育が実施されるべきである。また、生徒の置かれている社会・文化的な環境に基づいたカリキュラム開発を行うことが重要である。この目標達成のために、教育改革は様々な言語の教材を開発しただけでなく、教育者の研修も行っている。ボリヴィアの国教は、ローマ・カトリック教とされているが、自由な形をとっており、他の幾つかの宗教も併存している。教育改革以前は、宗教はカリキュラムの科目の一つであったが、その後、自由選択となった。

[ノン・フォーマル教育]

ノン・フォーマル教育には、以下の教育が含まれる。

- 基本的な適正と態度を持った 0 歳から 4 歳の乳児への幼児代替教育
- リスクの高い環境にあったり、社会から阻害されたり、不平等を経験している 10 代の若者たちへの教育
- 人文・社会・工学・労働教育などの成人教育
- 基本的ニーズを満たし、書くことを学ぶための識字とそれに続く識字教育

1997年に立てられた5ヵ年計画は、ノン・フォーマル教育の6つの戦略的活動を明示している。

- 文書や研究制度を確立し、ノン・フォーマル教育の画期的経験を体系化する。
- ノン・フォーマル教育センターのカリキュラムの段階的再構成を行い、統合的グループ・センター(CEMAs, IBAs, CETHAs など)にする。
- 現在あるノン・フォーマル教育と遠隔教育を担当する教師に免状取得させる高等教育機関 を設ける。
- 教育コミュニケーション·教育情報の国家システムを確立する。
- 住民参加と行政の地方分権化に伴う、ノン・フォーマル教育制度を確立する。
- 自治区主体の複数教育プログラム・計画・プロジェクトを完成させる。

教育面で、以下の幾つかの前進が見られた。例えば、識字教育において、「生活と生産(1998 -2002)プログラム」を創り、1998 年の 7 月、国家最高法令を通じ、「識字者を百万人とする目標」を国家最優先事項として発表した。1998 年に実施のための組織化がなされ、1999 年から、貧困レベルと識字率の指標を用いて選択された地域において計画が施行されている。ポトシ県、チュキサカ県、及びコチャバンバ県とサンタクルス県の一部地域(チキタニアとグアラニ)で企画は実施されており、国際機関(主に、UNICEF の約 50 万米ドルと UNFPA のプログラムを通しての 9 万米ドル)とカウンターパートとしての政府(人的資源などに貢献している)によって資金は賄われている。利用されている方法論は、母国語を優先した二言語または複数言語の識字教育であり、ポトシやチュキサカでは、二言語(ケチュアとスペイン語)を同時に使ったものが適用されている。この計画は、ペルーのクスコにおける経験に基づくものである。計画の中で、女性は優先されており、参加者の 75%を占めている。対象者は男女別になっており、リプロダクティブ・ヘルス分野の問題に焦点を当てている。1999 年 9 月時点の目標参加者は 16 万人であるが、経済難の影響を受け、現在の参加者総数は 8 万 189 人にとどまっている。

表 1 性別居住地別総就学率(%)

| 公主 压力加强 1 (0) | | | | | |
|----------------|------|------|------|------|--|
| | 女子 | 91.0 | 男子 | 92.9 | |
| | 都市 | 農村 | 都市 | 農村 | |
| 初等教育 | 95.9 | 83.5 | 95.7 | 88.9 | |
| 中等教育 | 65.9 | 23.2 | 75.9 | 39.7 | |
| 高等教育 | 33.1 | 1.5 | 45.0 | 5.2 | |

出典: ENDSA, 1998

表2 初等教育(8年)の修了率(%)

| 合計 | 都市部 | | | | 農村部 | |
|----|-----|----|----|----|-----|----|
| | 合計 | 男性 | 女性 | 合計 | 男性 | 女性 |
| 26 | 53 | 59 | 46 | 7 | 10 | 5 |

出典: UNICEF,1997

表 3 性別居住地別成人非識字率(%)(1992年)

| | 全国 | 都市部 | 農村部 |
|----|------|------|------|
| 女性 | 27.7 | 15.5 | 49.9 |
| 男性 | 11.8 | 3.8 | 23.1 |

出典: SAG,1992

表 4 6 歳以上人口性別最終学歴比率 (%)

| 7 | | /\ | | (70) |
|----------|------|--------|---------------------|------------|
| | 1年未満 | 初等教育 | 中等教育 | 高等教育 |
| 全国 女性 | 23.7 | 41.1 | 22.2 | 1.0 |
| 男性 | 10.7 | 45.5 | $\frac{22.2}{27.3}$ | 4.8 8.6 |
| | 10.7 | 40.0 | 41.5 | 0.0 |
| 農村部 | 40.0 | 4.4.77 | 0.7 | 0.0 |
| 女性 | 40.0 | 44.7 | 9.7 | 0.3 |
| 男性 | 18.1 | 61.4 | 7.1 | 0.8 |

出典: JICA,1997

表 5 分野別性別高等教育教員比率 (%)

| 10 /12/11 | 我 6 万万州上州间 1 秋日秋泉地中 V07 | | | | | |
|-----------|-------------------------|------|------|--|--|--|
| 分野 | 合計 | 女子 | 男子 | | | |
| 合計 | 100 | 31.1 | 68.9 | | | |
| 経済/金融 | 27.0 | 7.8 | 19.2 | | | |
| 保健医療 | 42.3 | 18.0 | 24.4 | | | |
| 社会科学 | 9.3 | 3.5 | 5.8 | | | |
| 工学 | 20.8 | 1.7 | 19.1 | | | |
| その他 | 0.6 | 0.1 | 0.5 | | | |

出典: UN CEDAW, 1994

保健医療分野の概況

- 妊産婦死亡率は390(対出生10万)と南米大陸中、最も高く、女性の健康状態は劣悪である。
- 出産時に介助を受けなかった女性の割合は都市部で35.8%、農村部では69.1%にのぼっており、とりわけ農村部では母子保健サービスへのアクセスは限られている。
- 情報および保健・医療サービスへのアクセス不足等の理由から家族計画は依然農村部の女性には普及しておらず、農村部の合計特殊出生率は都市部よりも 2.5 も高い。

「概況]

粗出生率、粗死亡率、乳児死亡率(対出生 1,000)等は、徐々に低下してきているが(それぞれ、33、 9、 69)、未だラテンアメリカ・カリブ海諸国平均(それぞれ 23、6、41)より高く、また平均余命(61 歳)は南米で最低である(世界子供白書 1999)。近年、保健サービスや公衆衛生水準の改善はみられるものの、地方の医療体制の未整備や貧困層の衛生状態が依然、大きな問題である。また、上水道や環境・衛生設備の整備、予防接種の普及、栄養状態の改善等も課題である。乳児死亡率、低体重児の割合、妊産婦死亡率等の諸数値は特に農村部で高くなっているなど地域格差は大きく、農村地域の保健医療状況は厳しい。保健省は全人口の 58%が保健サービスへのアクセスを有するとしているが、地域別にみると都市部では74%%であるのに対し農村部では37%にとどまっている(UNICEF, 1999)。

1998 年の出産可能年齢(15 歳から 49 歳)にある女性は、193 万 2,321 人おり、28 万 1,970 人が出産をする予定である。(出産予定の 25%だけが保健省予算によって賄われる)。

「政策と予算]

現在の公共保健政策は、国民の 25%にあたる 200 万人に普及している社会保険に基づいており、そのうち 50%の国民だけが保険医療のサービスを受けていることになる。残りの 50%は、サービスの質の悪いことを理由に利用していない(SNIS,1998)。ボリヴィア国民の一人あたりの保健医療への支出は、1997 年の 7. 2 米ドルから 1988 年の 11.4 米ドルに増加をみせている。 1988 年の保健セクターに対する一般予算は、1 億 629 万 3,668 米ドルとなっている(為替レートは、1998 年 12 月時点で\$1=Bs5.65)。

1998 年、政府は保健省を通じて、最優先課題を「家族と地域医療」と定め、その理論を指し示す手段として、戦略的保健計画(PES)をつくり上げた。この分野別報告書によると、PES の戦略的目標は、ボリヴィアの保健医療制度を確立することにある。この制度は、プライマリー・ヘルス・ケア、家族と地域医療、疫学、基本的医療保険、短期社会保障、社会の制御機能と参画を伴った健康モデル地区の促進などに基づくものである。PES は健康状態と生活の質を改善するための基本的柱であり、貧困を乗り越えるための開発のパラダイムの枠組みに含まれているといえる。

PES 実施過程において、それぞれの省庁機関は、「母子保健」を優先課題と決定し、妊産婦死亡率を減少させることを目的にした全国レベルの基本的戦略として「妊産婦パッケージ」を実施している。これは、1998 年 12 月に発布された第 25,265 の最高法規が基礎となっており、基礎健康保険設立を可能にしている。この保険は、公共資金を組織化、統制して、供与する役割を担っており、女性や新生児のヘルス・ケアに大きなインパクトを低いコストで提供しているといえる。基礎健康保険の目標は、性と生殖に関する全面的ケアを国家レベルで与えることであり、それぞれの地域が自治体を結成し、医療機関のための支出の責任を負っている。

[母子保健]

妊産婦死亡率は 390 (対出生 10 万) と南米・カリブ諸国のなかで最も高い (ENDSA, 1998)。 妊産婦死亡は、62%が妊娠中に、23%が出産中に、16%が産褥期に起こっており、主な理由として、出血、感染症、妊娠中毒症や中絶が挙げられる (ENDSA、1988)。 妊産婦死亡の危険性の一つには、妊娠中の女性の低い栄養レベルがあり、様々な好ましくない結果に結びついている。 その例として、胎児の子宮内死亡、未熟児の出産、出産合併症、新生児死亡や低体重新生児など

がある。INE の収集した 1998 年の国家保健・人口動態調査のデータによると、都市部の 24%、農村部の 35.1%の女性が、貧血に悩まされている。また、全国レベルで 35%の妊婦は妊産婦検診へのアクセスを持っておらず、59%のみが医者による検診を受け、48%の妊婦が妊娠中に最低1回の破傷風の予防接種を受けている。43%の出産は家庭で、また、40%が医療従事者の介助を受けずなされ、74%の出産が家庭で行われる農村部では、介助無しの出産をする女性の数は増加している(ENDSA,1998)。産前検診を受ける機会がなく出産時に介助を受けなかった女性の割合は都市部で 35.8%、農村部では 69.1%にのぼっており、とりわけ農村部では母子保健サービスへのアクセスは限られている。産前検診を受診しなかった理由として最も多いのはサービスが高いという理由であるが(UNICEF, 1995)、とりわけ先住民族の女性には文化的な違いに起因する医者への不信感、あるいは男性医師の前で衣服を脱ぐことへの強い抵抗感が根強く存在しており、民族の文化に配慮したサービスの実施が求められている。

教育レベルと保健サービス利用の間に正の相関関係があることが認められている。ENDSA と SNIS のデータによると、毎年 1,200 人から 1,500 人の女性が出産時の合併症によって命を落としているといるとされ、このうち 60%は家庭で、40%は公共医療施設で起こったものであった。このように、保健医療改善の努力にもかかわらず、女性は医療施設へのアクセスを持っていないことが明らかになっている。出産に関する近年の傾向としては、リスクが大きいとされる 10 代の妊娠が増加していることと、35 歳以上の高齢出産が減少していることが挙げられる。中絶は法律によって禁じられているため、中絶に関する公的な統計はないが、妊産婦死亡のうちの27%から 35%は中絶が原因であると推測されている。

農村部の乳児死亡率は、都市部より約 20%高く(国際協力事業団、1992)、乳幼児の健康状態にも大きな地域間格差が存在する。5歳未満児死亡率は 92(対出生 1000)であるが(世界子供白書 1997)、死亡原因の上位は呼吸器感染症と下痢であり、この両者で全死亡の 4 割以上を占める(INE,1998)。栄養不良も蔓延しており、5歳未満児の 7.6%は中重度の栄養不良状態にあるが、農村部の栄養不良児の割合は都市部の2倍近くにのぼっている。予防接種未摂取率は高地に居住する就学経験を持たない高年齢層の母親の子どもほど高い。乳幼児の栄養不良性貧血、鉄欠乏症、亜鉛欠乏症もとりわけ高地、渓谷地帯で広くみられる。

[医療従事者の構成とリプロダクティブ・ヘルス]

公共医療サービスに従事する人的資源は次の通りである。1万人対して3人の医者、1人の看護婦がおり、2人の医者に対して3人の医療補助者がいる。1998年には、2,492の医療機関が設立されており、そのうち91%(2,264)がプライマリー施設(小さなヘルス・ポスト)、6%(152件)が中等施設(県/省レベル病院)、3%(76件)が高次の一般病院であった。医療機関全体の70.2%(1,877件)が公共サブ・セクターに属している。合計9,201床のベッドが病院にあるとされているが、人口の割合からみると864人に対し1床のベッドしか存在しない。全ベッド数の59.6%(5,490床)が、ヘルス・サブ・セクターに分配されているが、これらのベッドの45%しか利用されていないと推測されている。このベッドの低利用率の理由には、主に、医療サービスの分配の悪さ、大都市での劣悪なベッドの設置状況、経済的障壁、医者の不適切な治療などがある。治療施設間のコミュニケーションが諮られておらず、治療施設が患者に対して、適切なサービスや、サービス提供のための効率的制度を確立できていない状況にあるといえる(SNIS,1998)。

[家族計画]

ボリヴィアの合計特殊出生率は過去 30 年の間に 6.7 から 4.3 に減少したが、依然、ラテンアメリカ・カリブ海諸国平均に比べて子どもの数は多い(INE,1998)。また農村部の合計特殊出生率は 6.4 と都市部 (3.3) に比べてかなり高い(ENDSA, 1998)。1998 年に、 実際に避妊を実行している既婚女性は 125,063 人に上り、避妊具の入手先については 64.3%の女性が国立病院を、26%が NGO、8.8%が社会保険、0.3%が民間の医者や薬局を利用している。最も利用度の高い避妊法はコンドーム(33.1%)であり、順にリズム法(25.5%)、ピル(19%)、IUD(17.7%)、注射 (3.8%)が利用されている(ENDSA,1998)。避妊に関する知識にも地域間格差は存在し、避妊は依然、農村部の多くの女性には普及していない。その理由としては、道徳的社会的環境が家族計画に積極的でないことや保健サービスへのアクセスの悪さに起因する避妊方法についての情報不足

が挙げられる。

北京女性会議以降、保健省は、生殖に関する女性のエンパワーメントを強調し、特別に「性とリプロダクティブ・ヘルス」の概念を取り入れるようになっている。その結果、「性とリプロダクティブ・ヘルスに関するプログラム」は、母性保護のサブ・プログラム、妊産婦以外の女性対象の家族計画、産科系腫瘍の防止策、リプロダクティブ・ヘルスへの男性の参加、10代の若者に対する性感染症やエイズ対策への取り組みなどを包括する枠組みとなっている。

[性感染症とエイズ]

ENDSA の 1998 年 7 月までのデータによると、297 人が HIV 感染者として登録されおり、144 人が HIV 発症者として発表されている(そのうち 1 0 4 人死亡)。感染者の 5 2%は、国内で感染したとされている。ボリヴィアにおいて、10 万人につき 2 5 人が感染者であるとされており、他の南アメリカの国の数よりは低い数字となっている。女性の 7 9%、男性の 85%がエイズに関する一般的知識を有しており、その数は、都市部の 9 6%、農村部の 5 9%にあたる。

[保健医療制度への政策の影響]

女性の「性と生殖に関するヘルス」の現況の分析に基づき、これからの活動計画を立てるための様々な問題が認識されている。下記の問題に対処するための今後の活動が、顕著なインパクトを与え得る構造調整につながっていくことが望まれる。

- 妊娠、出産、産褥期の合併症による妊産婦死亡を減少させるプログラムを実施しているにもかかわらず、望まれない妊娠を理由とした女性の死亡だけでなく、妊産婦死亡は高いレベルで起こっている。
- 性感染症やエイズによる 10 代の男女や成人の疾患率増加の問題がある。
- 構造調整によって解決できない要素として、治療サービスにおける医療従事者の自信の 無さ、ジェンダーの視点の取り組みに関する制度面での不十分さ、倫理観や文化を超え た対話能力の限界があるとされている。
- 一般診療とリプロダクティブ・ヘルスを統合することに限界があるので、全医療従事者 対象の医療サービスの質の向上を目的とする訓練プログラムが必要であるとされている。

表 1 地域別妊産婦死亡率 (対出生 10万)

| 地域 | 妊産婦死亡率 |
|------|--------|
| 全国 | 390 |
| 都市部 | 274 |
| 農村部 | 524 |
| 高地 | 602 |
| 渓谷地帯 | 293 |
| 低地 | 110 |

出典: UNICEF,1997

表2居住地別教育レベル別合計特殊出生率

| | 合計特殊出生率 |
|-------|---------|
| 居住区 | |
| 合計 | 4.8 |
| 農村部 | 6.3 |
| 都市部 | 3.8 |
| 教育レベル | |
| 非就学 | 6.6 |
| 初等教育 | 6.0 |
| 中等教育 | 4.9 |

高等教育 2.7 出典: UNICEF,1995

表3 産前検診を受診しなかった理由(%)

| 理由 | 割合 |
|-------------|------|
| サービスが高い | 31.7 |
| サービスを信用できない | 20.2 |
| 必要性を意識していない | 17.5 |
| どこで受診できるか知ら | 6.0 |
| ない | 1.0 |
| サービスが悪い | 23.7 |
| その他 | |

出典: UN CEDAW,1994

表 4 医者の普及度

| 医者1人あたり人口 | 1,200 |
|------------------|-------|
| 都市部における医者1人あたり人口 | 760 |
| 農村部における医者一人あたり人口 | 20,00 |
| | 0 |
| 高地農村部における医者1人あたり | 1,200 |
| 人口 | |

出典: UNICEF 資料

3-3 農林水産業分野

農林水産業分野の概況

- 農村における女性の労働量は非常に多く、その果たす役割が大きいにも関わらず、経済的にも社会的にも 最も貧しい存在であることが多い
 - 生産者として評価されることが少ないために、技術普及、融資の対象となることは非常に限られている。

「概況]

農林牧畜業は労働力人口の約 43.2%を吸収しており、ボリヴィア人口を支える主要産業である。 GNP に占める農林牧畜業比率は約 13.2%となっている(INE, 1998)。主要農業産品は、穀類、 綿花、大豆等であり、木材、大豆、砂糖などが主な換金作物である。国内農業生産高の 80%が 自給用、20%が換金作物として生産されている。

じゃがいも等の生産や牧畜による小規模自給自足農業が中心である高地、気候条件に恵まれ中規模農場が営まれている渓谷地帯、大規模農地で小麦等の輸出用作物が生産されている低地と標高によって農業形態が区分されているが、全体の8割は小規模農家であり、単位収量、労働生産性ともに低く、潅漑整備や技術改良サービスの提供も進んでいない。生産性や流通の問題、一次産品価格の低下等の影響で都市部への移住労働を選ぶ男性が増加しており、女性と子どもへの負担が増している。

国土のうち農林牧畜業に利用されている土地は20%程度であり、比較的肥沃な低地や渓谷地帯には今後、農地拡大が行える可能性が秘められている。しかし、最貧層とされる先住民族の多くは低地に住むことは好まず、土壌劣化が進んでいる高地での自給自足生活を続けている。また、公式統計にはあらわれないが、ボリヴィアはコカインの原料となるコカの重要な産地となっており、コカインの不法精製及び不法輸出が問題となっている。こうした不法生産・貿易に対する取り締まりは強化されつつあるが、コカはお茶の原料として利用されていることもあり、一律的な生産禁止には生産者からの反発の声もある。

[農業]

一般的に耕作、収穫物の輸送等は男性の役割、種子の選定、市場での農産物や手工芸品等の販売は女性の役割であるとされてきており、種蒔き、収穫、収穫物の市場への輸送等は男女双方がおこなっている。強い力を要する仕事は男性が行うとされているものの、このような分担は相対的であり厳密ではない。また牧畜は女性の仕事であり、家畜は女性へ相続される。

農業労働人口中、女性は 34.5%を占めており(UN CEDAW, 1994)、家庭内で消費する食糧は実質的に女性によって生産されていることが多い。特に高地地帯の女性の多くは年間 5~6 カ月の間、都市部に移住労働に出かける男性に代わって生産、再生産双方にわたり農村の生活を支えている。このように農業に女性が果たす役割は大きいが、無給家族労働者として働いている場合が多いために女性は農業生産者として認識されておらず、コミュニティの組織や農民団体での意思決定に際して当事者として扱われていない。

[土地所有権]

ボリヴィアでは農民人口の 7%が農地の 89%を所有し、残りの 11%を 93%の農民が分け合うという (国際協力事業団、1992) 非常に一部富裕層に偏った土地所有形態が続いている。1953 年に発表された農業改革プログラムでは、18 歳以上の全男性、14 歳以上の全既婚男性、14 歳以下の子供を抱える未亡人に対してのみ、自らの耕作地に所有権が発生することが定められていた (Gianotten, V., et al., 1994)。したがって、女性に対しては未亡人以外は土地所有権は閉ざ

されており、女性は夫の所有地の使用権を有するのみであった。また、内縁上の妻は未亡人となっても土地所有ができないことが多かった。しかしながら、その後の 1996 年 10 月になって、農地改革法が改正され、女性の民法的な身分に拘わりなく、土地配分、管理、所有や活用において女性にも公平の基準を適用することが決定した。従って、現状では「全土地所有者の 80. 1%は男性であり、19.9%のみが未亡人として土地を相続した女性である(INE, 1998)」という関係については、その改善が期待される。

「女性グループの活動

大衆参加法が認可されて以来、政府の努力もみられ、大衆参加法・地方自治体強化担当次官室と 女性問題担当次官室間の合意のもと、平等機会促進に力が注がれている。その結果、住民参加の 過程において、政治的に統制され、組織的に作用し、手段としての方法論とされている「ジェン ダー・アプローチ」が数々の成功を収めているといえる。しかし、女性の参加拡大として具体的 な成果は未だ現れていないといえる。

現在までに、民間と公的機関の技術家や専門家が、方法論、目的、手法などの研修を受けており、地方開発における参加のための有効的スペースを作りだし、男性・女性両者が意見を活発に出すことを推進している。現在の法的及び政治的枠組み内の行政レベルで、農村女性にとって最もアクセスしやすい政治的スペースは、自治体であるといえる。以前の大衆参加法事務局のデータは、311 ある自治体のうち 10 カ所のみに女性市長がおり、216 の自治体の場合、評議会にさえ女性はいない。5人の評議会役員のうち1人が女性である自治体の数は74、2人いる自治体は20、3人の女性を評議会役員としているのは3機関のみであった。同様に311 ある監査委員会のうち、わずか3機関が女性の参加を認めている。

142 の自治体を調査し得られたデータによると、30,164 人が第 3 次セクターにある機構の管理職として登録されており、そのうち、11%が女性で89%が男性であった。自治体参加計画の結果、9 つの自治体がわずか 28%の女性の参加があったことを示している。このように地方権力を例にとってみても、女性のための平等機会も際立った女性の参加も無いことがわかる。農業組合、労働者連合や労働組合連盟なども同様に、評議会などは伝統的権力体制を維持している。。

人間開発レポートは、権力体制から除外されている女性は、「女性は、機能的役割を持つ組織を創り、異なった権力体制の中で意思表明している」、と記している。7 県の 105 自治体の中に、合計 1,591 の組織が存在しており、そのうちの 27%にあたる約 435 団体が女性だけから成り立っている(母親センター、母親クラブなど)。しかし、このような組織は、大衆参加法に関する法的、社会的または、政治的知識を有しておらず、消滅の危機にある。農村女性は生産物の販売において重要な役割を果たしているが、その貢献を示す公的データは無い。農村で毎週たつ市場での商売の 90%が女性によってなされている。

[小規模融資へのアクセス]

農牧業・農村開発省によって実施されている他のプロジェクトに、PADER があり、公共・民間の両方で、組織間の調整や集中過程への支援を与えている。PADER は、小規模融資に関心を示している自治体に対して、資金面ではなく技術支援を与えている。女性のための特別なプログラムは無いが、女性を支援していく意向を示している。農村融資を受け持つ他の機関、FADES は2 通りの融資系統を持っている。農業、商業や他の活動資金としての個人対象のボリビア貨幣の融資と、生産者グループ対象の連帯金融である。FADES によると、主な融資利用者は、幾つかの自治体の女性たちであるそうだ。主要な農村にある金融事業を行う他の重要機関として、SARTAWI、ソル銀行(Banco Sol)、FIE などがある。

[生産・再生産活動における農村女性の状況]

現状から察して、農業セクターの女性たちは、他のセクターの女性と異なった特徴を持っているといえる。なぜなら、農業セクターにおいて、女性であるということから、経済的搾取、社会的差別、政治や民族・文化的関係の複雑化した状態を経験しなくてはならず、異なった生き方を強いられているからである。しかし、我々の視点を、女性が農民の状況から出発し農業セクターを統合したこと、生産手段である土地を所有し農業活動に利用していること、そして、階級、民族とジェンダーの概念的カテゴリーによって農村女性の社会的位置が決定され、人間、市民としての権利に対する保護を最も受けていない身分として彼女らが認識されていることに向けると、農村女性の持つ共通点を見出すことができる。もちろん、サブ・セクターの中に大きな違いがあるが、農村女性の持つ特徴を強調することはできる。その共通した特徴とは、根本的特徴である貧困ゆえに見られるものであるといえる。例えば、農村女性について考える時、社会セクターにおける「貧困化の過程」に目を向けざるを得ず、この貧困は消費(教育・保健医療・栄養・サービス)の側面や家庭内再生産活動に女性が費す時間から測ることができるといえる。

女性は高い非識字率と栄養不良率を持っているだけでなく、最低生活水準にある家庭での再生産活動を営み、労働時間が日々増加していく状況に置かれている。さらに、農村経済の低迷の影響による、どうしようもない貧困に窮した時、女性が生産者として全ての責任を負わされる状況があるといえる。幾つかの開発プログラムが農村に存在しているものの、政府やNGOは当然のごとく、女性に再生産者としての役割しか与えていない。また、女性を保健医療活動から除外しており、日々の戦略によって経済危機を和らげる力を持つ女性の以前から果たしてきた役割の重要性を認めていないといえる。

[林業]

林産資源はボリヴィアにとって貴重な資源であり、価格性も良いことから、市場性が見込まれているが、林産物市場は未発達であり、生産は主として自給用に用いられている。林産物採取はボリヴィアでは一般的に女性が担っている。

| | 高地 | 渓谷地帯 | 低地 |
|-----------|------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 標高 | 3,800m | 1,800~2,400m | 800m~1,800m |
| 気候 | 亜寒帯 | 温帯 | 亜熱帯 |
| 国土に占める土地面 | 23.6% | 7.1% | 69.3% |
| 積比率 | $246,251 \text{ km}^2$ | $168,320 \; \mathrm{km^2}$ | $684,007 \; \mathrm{km^2}$ |
| 主要民族 | アイマラ族 | ケチュア族 | グアラニ族 |
| | ケチュア族 | | チュクイタノ族 |
| 主な農業経営形態 | 自給的伝統農業 | 自給的農業及び非伝統 | 近代的農業 |
| | | 農業 | |
| | | | |
| 主要農作物 | ジャガイモ、キヌア、ソ | とうもろこし、野菜、 | 牧畜 |
| | ラマメ、ラクダ科動物 | 乳牛、養鶏、果樹 | |

表1 自然社会条件からみた農業地帯区分とその概要

出典:農業と牧畜 Zeballos, Hernan

3-4 経済活動分野

経済活動分野の概況

- 教育レベルが同等の男女間にも賃金格差は存在し、就学経験のない層では女性の賃金は男性の約 30%である。
- 女性の労働参加はインフォーマル・セクターが大部分であり、得られる所得は限られている。

「概況]

錫輸出の不調がボリヴィア経済の停滞を招き、ボリヴィアの失業率は 1980 年の 5.8%から 1985 年には 20%に悪化し、南米諸国中、最も高い失業率を記録した。しかし近年、低迷していた金、銀、鉛、タングステン、半貴石といった鉱産物の世界価格が上向きつつあり、産業の回復と失業率の低下が期待されている。鉱産物が 1998 年の輸出に占める割合は 33.0%であり (INE, 1998)、最大の外貨獲得源となっている。近年、サービス業の成長が著しく、GDP に占めるサービス業の割合は 47.1%に達しており (INE、1998)、工業、農業を上回っている。

全人口に占める労働力人口の割合(45.6%)は、ラテン・アメリカ及びカリブ海地域の平均(41%)よりもやや上回る(INE、1998)。しかし、フォーマル・セクターでの就業者は39%にすぎず、48%はインフォーマル・セクター従事者である。政府は、今後、公共セクターにおける生産性向上に取り組むことを表明しているが、これは公務員の大幅な削減を意味している。

[鉱業]

10 年間続いた成長後、ボリビアの鉱業は、厳しい経済低迷期にも影響を及ぼすほど、不況の兆候を見せ始めており、特に市場経済への移行の遅れから、国際資本市場に多くを依存しているボリヴィア西部への影響は大きいものとなっている。1998 年から 1999 年の間に展開された活動には、鉱業の法的規約の安定化を目指すこと、鉱業セクターにおける環境規制を図り、海外投資を促進すること、小規模鉱業活動の生産方法の移行を支援することが含まれている。

公的セクターと民間セクターに従事する鉱業労働者のうち、0.5%が女性であるとされているが、 CEPROMIN(鉱業推進センター)によれば、約 6,000 人の女性が鉱石の採掘をしており、これは、 国内で鉱業に従事するものの11%にあたるとされている。

カナダのプロジェクトである ACDI は、160 万米ドルの予算を利用し、様々な分野での活動を行っている。社会保障や職業病などの、主に女性を対象とした研修コースも実施している。

小規模鉱業における搾取に対する支援プロジェクト(APEMIN)は、欧州共同体からの 790 万米ドル、政府からの 240 万米ドルの資金援助を受けており、オルロやポトシの小規模鉱業協同組合の支援を行っている。このプロジェクトは、鉱業協同組合が受ける搾取に対する技術面での支援、安全性や環境面の改善などを目標にしており、鉱物を収集、選別するという最も過酷な仕事に従事する女性を主に支援している。

[労働参加]

女性の労働力参加率は増加を続けており、1976年の18.3%から1992年には38.1%に達した(UN CEDAW, 1994)。成人労働力人口に占める女性の割合は36%であり、ラテンアメリカ・カリブ地域平均(33%)をわずかに上回っている。女性はサービス業等、第3次産業に集中して雇用されており、工業・製造業就業者は少数である。市場で働く仲買人、販売者の8割が女性であり、女性は流通に大きな役割を果たしている。

[雇用労働]

ボリヴィアの産業の中心的存在である鉱工業は、生命の危険を伴う苛酷な地下での労働環境であることから男性の職場であったが、不況にさらされ労働条件が悪化するにつれ女性や子どもの労働参加が増加しており、1996年の統計では女性労働者は鉱工業労働者全体の10.83%を占めるに至っている(Lanza et al., 1997)。鉱工業生産は、政府所有の大規模採掘場から小規模企業、協同組合等、様々な規模で運営が行われているが、小規模や協同組合の場合、利益率は限られており、賃金等、労働条件は厳しい。大半の鉱工業労働者が従事しているのは協同組合形式の採掘場であり、厳しい労働条件に加え、劣悪な安全基準・設備での労働を余儀なくされている。女性

が雇用されているのは協同組合、あるいは小規模企業に限られており、手作業による鉱物採取や 洗浄等の業務に携わっている。しかしながら、従業者からの出資金によって資材の購入等がおこ なわれている協同組合で雇用されていても、女性はそのような出資者から外されている場合が多 い。これまで、女性が参入していなかったことから、女性は安全対策の対象ともされてこなかっ たが、今後、鉱工業の小規模企業や協同組合で働いている女性への対策が必要となっている。

従事する業種によって程度は異なるが、女性は就学経験が同等であっても男性との間に賃金格差が存在する。就学経験のない層では女性の賃金は男性の 27.1%、高等教育を受けた層では女性の賃金は男性の 76.1%であり(UNICEF, 1997)、就学レベルが下がるほど賃金格差は大きくなっている。

[インフォーマル・セクター]

女性の多くは小規模自営業を始めとするインフォーマル・セクターでの労働に従事しているが、自営業における女性の賃金は男性の半分にすぎないことが明らかになっている(UN CEDAW, 1994)。また、無給家族従業者の割合は全女性労働力の 15.4%に達している。鉱工業でも女性労働者のなかにはインフォーマルな雇用形態で雇われているものも多いが、業績不振の際には真っ先に賃金未払いや解雇の対象とされる。

表1 教育レベル別男女賃金格差 (男性賃金を100とした際の女性賃金比率)

| 教育レベル | 女性賃金比率 |
|-------|--------|
| 非就学 | 27.1 |
| 初等教育 | 46.9 |
| 中等教育 | 67.2 |
| 高等教育 | 76.1 |

出典: UNICEF, 1997

表 2 雇用形態別経済活動人口男女比

| | 全体 | 被雇用者 | 自営 | 経営者 | 組合員 | 独立専門職 | 無給家族従業者 |
|----|------|------|------|------|------|-------|---------|
| 女性 | 41.3 | 41.9 | 55.7 | 16.9 | 14.7 | 28.6 | 87.4 |
| 男性 | 53.7 | 58.1 | 44.3 | 83.1 | 85.9 | 71.4 | 12.6 |
| 合計 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

出典: INE, 1998, UN CEDAW, 1994

表 3 職種別性別賃金格差

| | | - 17(1-27) | 41-747 (| | |
|----|-------|------------|----------|-------|-------|
| | 賃金労働者 | 自営 | 経営者 | 独立専門職 | 家族従業者 |
| 女性 | 75.5 | 57.1 | 83.2 | 74.7 | 69.3 |
| 男性 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

出典: UN CEDAW, 1994

4. 国際機関、その他の機関の WID/ジェンダー援助実績

| | | | | 予算 | |
|---------------------------------|---|---|-----------|-------------|---------------------------------------|
| プロジェクト | 実施機関 | 援助機関 | 機関 | (US\$) | ジェンダー関連課題 |
| 〈女性一般〉 | Ι | 1 | | | |
| ジェンダー公正計画 | General Directorate of Gender Affairs | Holland, etc. | 1998-2002 | 2,400,000 | |
| <教育> | | | | | |
| 教育改革計画プロジェクト | Ministry of Education, Culture and Sports | World Bank | 1998-2003 | 116,000,000 | ジェンダー教育 (\$1,000,000) |
| 性教育プログラム | Ministry of Education, Culture and Sports | United Nations UNFPA | 1998- | 250,000 | カリキュラム開発, 教育者、医療 従事者への訓練 |
| 生涯・生産教育計画 | Ministry of Education, Culture and Sports | UNICEF, OEA, Holland | 1998-2002 | 590,000 | 識字教育プログラム |
| <保健・医療> | | | | | |
| 保健政策計画 | Ministry of Health | UNICEF | 1998- | | 家族・地域医療 |
| 基礎健康保険 | Ministry of Health | UNICEF | 1999- | | リプロダクティブ・ヘルス全般 |
| <農林水産業> | | | | | |
| 小規模生産者支援プロ グラム (PROSAT) | Ministry of Agriculture, Livestock and Rural Development | Fund for Rural Development (FDC) | 1998- | 1,200,000 | 女性生産者への金融・技術支援 |
| 農村住民参加型投資 プロジェクト | Ministry of Agriculture, Livestock and Rural Development | | 1999- | | 農村における女性のための公正と 投資 |
| PADER | Ministry of Agriculture, Livestock and Rural Development | Swiss | 1998- | | 女性のための制度内での連携と生産プロセスでの支援 |
| <経済活動> | | | | | |
| ACDI | Ministry of Work and Micro- company | Canada | 1998- | 1,600,000 | 鉱業セクターに従事する女性のための職場での安全性と環境の訓練 コース |
| 零細鉱業従事者への 搾取防止支援 (APEMIN) | Ministry of Work and Micro- company | EU | 1999- | 10,300,000 | 鉱業セクターに従事する女性への 支援 |
| <その他> | | | | | |
| 農村基礎衛生プロジェクト (PROSABAR) | Ministry of Housing and Basic Services | IDB | 1998-2000 | 48,000, 000 | 5,000 世帯以下のコミュニティー における浄水整備 |

5 WID/ジェンダー情報リソース

5-1 関連機関、人材、NGOsリスト

[国際機関]

| 名称 | 代表者 | 報告書等 | 連絡先 |
|--------------------------|-------------------|----------------------------------|---------------|
| UNFPA – Sexual and | Gloria Telleria | | |
| Reproductive Health sub- | Geiger National | Financing to reproductive health | 392152 |
| program | Coordinator | projects | (591-2)317723 |
| | Mery Quiton | Information on women in | |
| World Bank Advisor | Gender Consultant | development | 782021 |

[政府機関]

| 名称 | 代表者 | 報告書等 | 連絡先 |
|-----------------------------|----------------------|------------------------------|---------------------|
| Vice Ministry of Indigenous | | | |
| Affairs and Original | Pedro Avejera | Population of the Indigenous | |
| Population | General Advisor | Natives from Bolivia | 374295 |
| | | | |
| Vice Ministry of Initial, | | - Progress on the Educative | |
| Elementary and High School | | - Reform, Teacher training, | |
| Education – Project | Cristina Pareja | - Support to girls in school | 339019 |
| Coordination Unit | Unit Head | age project | 338964 |
| | | | |
| Ministry of Sustain | Franklin Garcia | | |
| Development and Planning – | Health Population | Woman's statistical data in | |
| Population Policy Unit | Investigator | development | |
| Ministry of Finance – Vice | | | 315339 |
| Ministry of Public | Maria Clemencia | | 332891 |
| Investment and External | Vargas Systems Unit | Budget for the education and | Vargasvipfe.gov.bo |
| Financing | Head | health | |
| | | | 391431 |
| Ministry of Economic | Marc Arpin | Mining Project with traverse | marcarpcibo.entelen |
| Development | Technical Consultant | axis of gender | et.bo |
| | | | 434085 |
| General Directorate | Alcides Vasquez | National Literacy | P.O. Box 7668 |
| Vice Ministry of Gender, | | | |
| Generations and Family | | | |
| Affairs | Consultant | Activities Plan Rep | 225040 |
| Vice Ministry of Rural | | | |
| Development – Technical | | | |
| Assistance Services Project | | | |
| for Small Producers | Arnival Castillo | PROSAT Project | 411103 |
| Vice Ministry of Housing | | | |
| and Basic Services | Bethy Soto | PROSABAR Project | |
| (PROSABAR) | Adviser | Information | 392327 |

[NGO]

| 名称 | 代表者 | 報告書等 | 連絡先 |
|-----------------------|-----------------------|------------------------------|--------|
| Women Development and | | | |
| Information Center | Jimena Machicado | | |
| (CIDEM) | Consultant | | |
| | Fernando Unzueta | | |
| | Administrative | | 416061 |
| PROCOSI | Manager | Financing to health projects | 374104 |
| | | - Training to indigenous | |
| | | and rural organizations | |
| | | and Municipal | |
| | Respondible of the | Government in rural areas | |
| Peasant Promotion and | Politica Action Unit, | - Water regulations and law | |
| Research | General Dircetorate | working table | 322797 |

5-2 報告書・資料リスト

[社会/ジェンダー分析]

| 文献名 | 著者 | 発行年 | 発行機関等 |
|---|-------------------------------|------|-------------------------------|
| | National Statistics Institute | | |
| Statistical Yearbook | (INE) | 1998 | National Statistics Institute |
| Social and Economic Development Plan | Presidency of the Republic | 1998 | Presidency of the Republic |
| | General Directorate of Social | | General Directorate of Social |
| Legislative Power Directorate, 1998 | Communication | 1997 | Communication |
| Bolivia and its Municipalities Population | | | Population Policy Unit, |
| Information for Planning | Population Policy Unit | 1999 | Ministry of Development |
| National Strategic Offer - Year 1999 | Vice Ministry of Popular | | Vice Ministry of Popular |
| Proposal for Prefectures and Municipal | Participation and Municipal | | Participation and Municipal |
| Government Programs | Strengthening | 1999 | Strengthening |
| Analysis of Situation of Children and | | | |
| Women in Bolivia | UNICEF | 1997 | UNICEF |
| Human Development Report | UNDP | 1998 | UNDP |
| The State of the World's Children | UNICEF | 1999 | UNICEF |

[教育]

| | | 発行 | |
|--|--------------------------|------|-------------------------------|
| 文献名 | 著者 | 年 | 発行機関等 |
| National Literacy Plan for Life and | | | Vice Ministry of Alternative |
| Production 1998-2002 | Literacy Program | 1998 | Education |
| Basic Educational Map, 1993 | | | |
| Educational and Administrative | | | |
| Personnel Records, 1994 | Reform publication | 1994 | Ministry of Education |
| Educational Statistics Series, 1975-1995 | Ministry of Education | 1995 | Ministry of Education |
| Children, Youth and Women Vulnerable | INE-UNFPA | 1997 | National Statistics Institute |
| Utopia Shelters - Theoretic notes for an | | | General Directorate of |
| Intercultural Politics | Guillermo Mariaca Iturri | 1999 | Gender Affairs |

[保健医療]

| 文献名 | 著者 | 発行年 | 発行機関等 |
|---------------------------------------|------------------------|------|-------------------------------|
| Rural Basic Sanitation Project | | | |
| (PROSABAR) Executive Summary | PROSABAR | 1997 | PROSABAR |
| Activities Report 1998 | PROSABAR | 1998 | PROSABAR |
| National Sexual and Reproductive | Ministry of Health and | | |
| Program | Social Prevision | 1999 | Ministry of Health |
| Health and Social Prevision Strategic | Ministry of Health and | | |
| Plan – Family and Community Medicine | Social Prevision | 1998 | Ministry of Health |
| National Health Information and | Ministry of Health and | | |
| Statistics System (SNIS) 1998 | Social Prevision | 1998 | Ministry of Health |
| | Ministry of Health and | | |
| Neonatal Maternity Package | Social Prevision | 1999 | National Statistics Institute |
| National Health and Demographic | Ministry of Statistics | | Gneral Direcotrate of Gender |
| Survey (ENDSA) | Institute | 1998 | Affairs |

[農林水産]

| 文献名 | 著者 | 発行年 | 発行機関等 |
|--|---------------------------|------|---------------------------|
| Productive Municipality Rural | Laurent Thevoz Alfonso | | |
| Economic Promotion | Garcia Edmundo Zelada | 1998 | PADER/ COSUDE Vice |
| | Danilo Paz, Ballivian and | | Bolivia National Sciences |
| Bolivian Agrarian Issue - Present an | others | 1997 | Academy |
| Rural Participative Investment Project | | | Vice Ministry of Rural |
| (PDER II) | PDCR II | 1999 | Development |

[ジェンダー関係]

| 文献名 | 著者 | 発行年 | 発行機関等 |
|-------------------------------------|---------------------------|------|------------------------|
| | Sub-Secretariat of Gender | | General Directorate of |
| Report on Women Progress in Bolivia | Affairs | 1994 | Gender Affairs |

| | General Directorate of | | General Directorate of |
|--|----------------------------|------|----------------------------|
| Gender Equity Plan 1998-2002 | Gender Affairs | 1999 | Gender Affairs |
| Activities and Economic Report January | General Directorate of | | General Directorate of |
| – June 1999 | Gender Affairs | 1999 | Gender Affairs |
| | | | General Directorate of |
| Gender Equity in Rural Development | Silvia Aleman | 1997 | Gender Affairs |
| National Plan for the Recommendation | | | |
| Follow-up of the 4th World Conference | Sub Secretariat of Gender | | |
| on Women in Beijing 1995 | Affairs | | |
| | Vice Ministry of Popular | | Vice Ministry of Popular |
| Global Strategy for Gender Equity in the | Participation and | | Participation and |
| Popular Participation Process | Municipality Strengthening | 1998 | Municipality Strengthening |

[その他]

| 文献名 | 著者 | 発行年 | 発行機関等 |
|---|--------|------|------------------------|
| Technical Assistance Services Project for | | | |
| Small Producers (PROSAT) | PROSAT | 1998 | Rural Development Fund |

6 参考文献

| 文献名 | 著者 | 発行年 | 発行機関等 |
|--|-------------------------------|-------|-------------------------------|
| 一般 | | | |
| 7,00 | | 1994, | |
| | National Statistics Institute | 1997, | |
| Statistical Yearbook | (INE) | 1998 | National Statistics Institute |
| Human Development Report | UNDP | 1998 | UNDP |
| Human Development in Bolivia 1998 | UNDP | 1998 | UNDP |
| The State of the World's Children | UNICEF | 1999 | UNICEF |
| Bolivia Estadistico No.300 | Bolivia Central Bank | 1998 | Bolivia Central Bank |
| | Ministry of Human | | Ministry of Human |
| Poverty Map, Guide for Social Action | Development | 1998 | Development |
| Index of Human Development and Other | | | |
| Social Indicators in 311 cities of Bolivia | UDAPSO-UNDP | 1997 | Ministry of Finance |
| 教育 | | | |
| Education Quality and Equity Project of | | | |
| the Educative Reform Program II | Ministry of Education | 1998 | Ministry of Education |
| 保健医療 | • | | <u> </u> |
| National Health Information and | Ministry of Health and Social | | |
| Statistics System (SNIS) 1998 | Prevision | 1998 | Ministry of Health |
| National Health and Demographic | | | General Directorate of |
| Survey (ENDSA) | National Statistics Institute | 1998 | Gender Affaire |
| 農業 | | | |
| | | | Ministry of Agriculture, |
| | Direction of Agricultural | | Livestock, and Rural |
| Direction of Agricultural Statistics | Statistics | 1998 | Development |
| ジェンダー | | | |
| Initial Reports of the State Parties: | | | |
| Bolivia | UN CEDAW | 1994 | United Nations |
| Children and Women in Bolivia | UNICEF | 1994 | UNICEF |
| Country Summaries of Girls and Women | | | |
| in Latin America and Caribbean | UNICEF | 1995 | UNICEF |
| Analysis of Situation of Children and | | | |
| Women in Bolivia | UNICEF | 1997 | UNICEF |
| その他 | | | |
| Information of Survey about WID in | | | |
| Bolivia | Lic. Manna Lanza | 1997 | JICA |
| Bolivia: Country Gender Profile | JICA | 1997 | JICA |